入学料納付区分「大阪府民及びその子」認定を受ける方へ

対象者（「大阪府民及びその子」に該当する方）および必要書類は下記のとおりです。
住民票などの公的書類は入学手続期間の1か月以内に交付を受けてください。それ以前に交付を受けた公的書類は使用できません。（例:2027 年3月9日～3月 15 日が入学手続期間の場合、2027 年2月9日～3月 15 日の期間内に発行されていれば受付可。2月8日以前のものは不可。）

対象者 ※日本国籍を有しない方も同一要件	必要書類
① 入学者本人が**入学日の1年以上前(2027 年4月1日入学者の場合、2026 年4月1日以前)から引き続き**大阪府内に住民票がある方	・住民票
② ①に該当しないが、入学者本人と同一戸籍にある父母のいずれかが**入学日の1年以上前(2027 年4月1日入学者の場合、2026 年4月1日以前)から引き続き**大阪府内に住民票がある方 ※婚姻により、入学者本人が「大阪府民である父母のいずれか」の戸籍から除籍されている場合は、同一戸籍とはならず、区分認定対象者にはなりません。	・住民票(父母いずれかのもの) ・戸籍全部事項証明書(謄本)又は個人事項証明書(抄本)（同一戸籍であることを証明するため、父母のいずれかと本人が記載されているもの。日本国籍を有しない場合は、これらの代わりに、続柄の分かる公的書類）
③ ①または②に該当し、期間内（入学日の1年前から現時点まで）で大阪府内において住所の異動がある方	・①又は②の必要書類 ・前住所の除票（同一市内での転居は不要です）

＜住民票についての注意事項＞

- 市区町村の担当窓口では、必ず「**居住期間の確認できる項目の記載**」を申し出てください。申し出がない場合は、必要項目が省略されることがあります。
- 住民票の交付を受けた際に、証明事項欄の**「府民（外国人住民）となった年月日」が入学日の１年以上前から証明されていること**を確認してください。
- マイナンバーの記載は不要です。
- 対象者個人分または世帯全員分どちらでも構いません。世帯全員が記載された住民票の場合は、本人のページだけではなく、一式全て提出してください。

［ 秋入学の方へ ］

出願書類の**卒業（見込）証明書又は修了（見込）証明書に記載の「卒業又は修了年月日」によって、入学日及び入学料納付区分認定要件の日付が異なります。**下記の表をご参照のうえ、住民票等の証明事項欄に記載されている「府民（外国人住民）となった年月日」が**入学日の１年以上前**から証明されていることを確認してください。

卒業（見込）証明書又は 修了（見込）証明書に記載の 卒業又は修了年月日	入学日	入学料納付区分認定要件
2026 年９月 23 日以前	2026 年９月 24 日	2025 年９月 24 日以前から大阪府民
2026 年９月 24 日～９月 30 日	2026 年 10 月１日	2025 年 10 月１日以前から大阪府民